

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年6月12日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	<input type="radio"/> 知事	<input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	大阪府	
3. 市区町村名	枚方市	
4. 届出番号	3	
5. 独自利用事務の事例番号	67-1	
6. 独自利用事務の対象者	障害者	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和5年3月7日	
8. 保護評価の実施の有無	1. 有	▼
9. 評価書番号	26	
10. 保護評価書の名称	枚方市 重度障害者の医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書	
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.pbc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&h_no=&kk_name=%E6%9E%9A&ev_name=%E9%87%8D%E5%BA%A6%E9%9A%9C%E5%AE%B3%E8%80%85%E3%81%AF%E5%8C%BB%E7%90%82%E8%B2%BB%E3%81%AF%E5%8A%A9%E6%88%9	
12. 委任関係		▼

執行機関名 枚方市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	枚方市重度障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年枚方市条例第3号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	47	
③ 番号法別表第2の項	67	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び(1)		枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第2の項

<p>④ 趣旨又は目的の該当部分</p>		<p>枚方市重度障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年枚方市条例第3号)による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの</p>
<p>⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所</p>	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律第1条</p>	<p>枚方市重度障害者の医療費の助成に関する条例第1条</p>
<p>⑥ 事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 この法律は、(精神又は身体に障害を有する児童)について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の(福祉の増進)を図ることを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、(重度障害者)に対し医療費の一部を助成することにより、その健康の保持及び生活の安定に寄与し、もつて重度障害者の(福祉の増進)を図ることを目的とする。</p>
<p>⑦ 独自利用事務の関連規範</p>		<p>枚方市重度障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年枚方市条例第3号)、枚方市重度障害者の医療費の助成に関する条例施行規則(昭和49年枚方市規則第4号)</p>

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号	枚方市重度障害者の医療費の助成に関する条例第5条
②事務の内容	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条(同法第二十六条の五において準用する場合を含む。)の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	障害者医療費助成の受給資格に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号 イ	枚方市重度障害者の医療費の助成に関する条例第2条第2項第6号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号 ハ	枚方市重度障害者の医療費の助成に関する条例第8条第1項、条例施行規則第8条第4項及び第12条第2項、医療費助成申請書(様式第5号)
②情報提供者	内閣総理大臣	内閣総理大臣
③提供を求める特定個人情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報

備考	
----	--

